

答 申

1 審査会の結論

諮問第135号案件「世田谷区精神障害者グループホーム等運営費補助金交付に係る支出負担行為兼支出命令書及び添付文書一式」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和4年4月28日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った「世田谷区精神障害者グループホーム等運営費補助金交付に係る申請書および請求書」の行政情報開示請求（令和3年度受付第280号。以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が令和4年2月4日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、全ての非開示部分の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書及び反論書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- ① 世田谷区精神障害者グループホームさくらハウスへの運営費補助金が家賃として適切に使われているか確かめる必要がある。
- ② 共同生活援助の支給決定に基づき、世田谷区から精神障害グループホームの利用者に対して訓練等給付費とともに支払われるべきはずの「特定障害者特別給付費」及び世田谷区から精神障害グループホームの運営法人に支払われている「施設借上費」が、どのような情報をもとにどのような手続きを経てグループホームの家賃等の補助として使われているのかを明らかにする必要がある。
- ③ 本件請求において非開示とされている情報は、条例第7条第2項ただし書ロ及び同条第3項ただし書イ、ロ及びハに該当する。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）につき、一部が文書不存在であり、残りの部分が条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当するとして本件処分を行った。

実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 本件請求に係る行政情報の一部は、開示請求日時点においてその保存期間である

5年を経過していることから、実施機関において既に廃棄しており不存在である。

- (2) 条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。」と規定しており、条例は開示請求時の行政情報の開示を原則としている。
- (3) 一方、条例第7条第2号では、例外的に非開示となる情報を、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。また、同号ただし書口は、当該非開示情報から「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を除くことを規定している。
- (4) また、条例第7条第3号では、例外的に非開示となる情報を、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。また、同号ただし書は、当該非開示情報から「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」を除くことを規定している。
- (5) これを本件処分についてみると、本件非開示部分（上記（1）により文書不存在として非開示とする部分を除く。以下同じ。）には個人の氏名、居室の号数、入居日、生活保護の需給の有無等が記載されており、これらは個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報若しくは識別し得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるから、条例第7条第2号に該当する。

また、請求人は本件非開示部分が同号ただし書口に該当するから違法又は不当であると主張している。ただし書口は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることにより保護される利益がプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益に優越する場合に、公にすることが必要であると認められる情報について開示することを定めたものである、しかしながら、当該部分を開示することにより、請求人の生命、健康、生活又は財産を保護することができるという因果関係は認められず、本件非開示部分は同号ただし書口に該当しない。

- (6) 次に、請求人は、本件非開示部分が条例第7条第3号ただし書イ、ロ及びハに該当

するから違法又は不当であると主張し、本件処分の取消しを求めている、しかし、本件非開示部分には条例第7条第3号に規定する法人情報は含まれない。

(7) 以上のことから、本件処分は条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(8) 上記の考えに基づき本件処分を行ったものの、本件処分により本件審査請求対象文書の一部を開示した部分において、本来であれば条例第7条第3号に規定する法人情報として非開示とすべき部分が存在した。これについて、今後同様の行政情報開示請求があった場合には、同号に該当するとして非開示の決定をすることとなる。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

請求人が開示を求める行政情報に係る文書は、世田谷区精神障害者グループホーム等運営費補助金交付に係る申請書並びに支出負担行為兼支出命令書及び添付文書一式（平成24年2月から令和4年1月5日までのもの）である。実施機関は、本件請求に係る行政情報が著しく大量であることから、本件は条例第11条第3項の規定に基づく特例延長を適用し、令和4年2月4日を期限として、その相当の部分につき開示決定等をし、残りの行政情報については令和4年5月31日を期限として開示決定をすることとした。したがって、本件処分に係る行政情報に係る文書（以下「本件請求対象文書」という。）は、上記対象文書のうち、世田谷区精神障害者グループホーム等運営費補助金交付に係る支出負担行為兼支出命令書及び添付文書一式（平成24年2月から平成28年度までのもの）である。

実施機関は、本件請求対象文書のうち、平成24年2月及び3月分並びに平成24年度から平成27年度分については、開示請求日時点において、保存期間である5年を経過していることから、実施機関において既に廃棄しており、不存在のため非開示としている。さらに、本件請求対象文書のうち、平成28年度分については、個人の氏名、居室の号数、入居日、生活保護の需給の有無等の記載の部分为非開示としている。

これに対して、請求人は、本件請求対象文書の非開示部分の全てを開示するよう求めている。

(2) 本件請求対象文書の一部の文書不存在について

請求人が開示を求める文書のうち、平成24年2月及び3月分並びに平成24年度から平成27年度分については、当審査会が聴取したところ、保存期間である5年を経過していることから、実施機関において既に廃棄しており、存在しないことを確認した。

よって、実施機関が当該文書について文書不存在を理由に非開示としたことは妥当である。

(3) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、非開示となる情報を「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

これを本件についてみると、本件請求対象文書のうち、平成28年度分については、本件非開示部分に、個人の氏名、居室の号数、入居日、生活保護の需給の有無等が記載されており、これらは個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報若しくは識別し得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるから、条例第7条第2号の非開示情報に該当すると認められる。

さらに、本件非開示部分は条例第7条第2号ただし書口には該当しないと認められる。

（4）条例第7条第3号該当性について

実施機関は、本件請求対象文書のうち、平成28年度分については、条例第7条第2号に該当するとして本件処分を行っている。しかしながら、請求人から同条第3号ただし書イ、ロ又はハに該当し、開示すべきであるとの主張がある。

まず、条例第7条第3号は、非開示となる情報を「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

これを本件について見ると、本件審査請求対象文書の非開示部分には、法人に関する情報が含まれていないことが認められる。

以上より、本件審査請求に係る行政情報を一部開示とする判断は、妥当である。

なお、実施機関から、本件処分により本件審査請求対象文書の一部を開示した部分においても、条例第7条第3号に該当するとして非開示とすべきであったとの主張があったため、当審査会は、それに関する意見を以下に付すこととする。

本件審査請求対象文書のうち、開示した部分の一部には、精神障害者グループホームを運営する事業者がグループホームの運営のために資金を供して確保した居室に関する情報及び具体的な取引先の情報等が記載されている。これらは、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるから、条例第7条第3号の非開示情報に該当すると認められるとともに、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないと認められることから、本来であれば非開示とすることが相当であったと認められる。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和4年10月12日	(諮問第135号) ・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。
令和5年5月24日	(令和5年度第2回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和5年6月20日	(令和5年度第3回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和5年10月3日	(答申第135号) ・審査庁（世田谷区長）に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 牛嶋 仁

副会長 大林 啓吾

委員 石田 若菜

委員 白石 裕美子

委員 松村 武志